



カダストラル・スタディーズ

FIG報告(3)

テクニカルセッションとクロージングセレモニー

2008年6月14日から19日まで、スウェーデンのストックホルムにおいて、FIG（国際測量者連盟）第31回総会（31st General Assembly）および2008年作業週間（Working Week 2008）が開催されました。FIG報告第3回の今回は、テクニカルセッションとクロージングセレモニーの様子をお伝えしたいと思います。

【テクニカルセッション】

16日の14:00-15:30、16:00-17:30、および、17-18日の11:00-12:30、14:00-15:30、16:00-17:30には、テクニカルセッションが行われました。各回とも複数のセッションが並行して行われ、合計71ものセッションがありました。土地家屋調査士業務とも関連の深い、「地籍と土地管理」をテーマとする第7委員会に関連しているテクニカルセッションとしては、次の24のセッションがありました。

- ・地籍情報管理
- ・地籍情報サービス
- ・土地整理（Land Consolidation）－事例研究
- ・持続可能な発展における土地行政の役割
- ・土地行政の手段
- ・デジタル土地行政
- ・湾岸地域の管理
- ・能力開発として人材育成（キャパシティー・ビルディング）
- ・北欧諸国の土地登記の再編成
- ・土地の強制収用
- ・持続可能性および持続可能な資源の利用の促進における測量専門家の役割
- ・土地行政－ヨーロッパの経験
- ・リモートセンシングと画像の応用
- ・3D地籍
- ・土地行政の事例研究 I
- ・土地行政のよい統治（Good Governance）
- ・土地行政政策と制度
- ・非公式定住－課題の処理
- ・土地保有形態（Land Tenure）の行政
- ・地籍情報－事例研究

- ・非公式定住一回避のメカニズム
- ・空間計画・再生問題―事例研究
- ・土地整理
- ・土地行政の事例研究Ⅱ

各セッションで発表された論文については、ウェブ (www.fig.net/fig2008/) で入手可能ですが、そのうちのいくつかについては、会報 10月号・11月号の「FIG 論文紹介」のコーナーでご紹介したいと思います。

また、16-17日には、FIG と UN-Habitat (国連人間居住計画) の共催セミナー「革新的融資によるスラム状態の改善 (Improving Slum Conditions through Innovative Financing)」も同時開催されました。セミナーには、次の3つのセッションがあり、第7委員会はいずれにも関連していました。

- ・土地行政と所有権―基本的・基礎的構造に達するには？
- ・土地利用管理と所有権に関する対話―南アフリカ・東アフリカ/アジア/西アフリカ/中欧・東欧のためのロードマップを描く
- ・融資を機能させるための革新的な制度を施行する

【展示ブース】

16-18日には、市会議場のホールにおいて、展示も行われていました。ノルウェーの BLOM、オランダの Bentley、Fugro、スウェーデンの Lantmateriet、Swedesurvey、米国の ESRI、Trimble、スイスの Leica による技術系展示と、FIG (本部)、FIG 2009 EILAT (イスラエル主催者)、FIG 2010 SYDNEY (オーストラリア主催者)、SLF (スウェーデン公認測量士協会) による案内展示がありました。FIG 2009 EILAT のブースではイスラエルの天然石ペンダントを、FIG 2010 SYDNEY ではコアラのグッズを訪問者に配布していました。

【クロージングセレモニー】

19日の15:00より、クロージングセレモニーが行われました。今会議の組織委員会委員長 Svante Astermo 氏による簡単な挨拶の後、FIG 総裁 Stig Enemark 教授より閉会の辞が述べられました。

まずは、会議の全日程に参加できなかった参加者にも会議の全容がわかるように、今会議の概要 (趣旨や参加状況) のほか、オープニングセレモニーにおける UN-Habitat 常任理事 Anna Tibaijuka 博士の基調講演、プレナリーセッション I におけるスウェーデン環境大臣 Andreas Carlgren 氏およびアフガニスタンの Institute of State Effectiveness



議長 Ashraf Ghani 博士の講演の要旨が述べられました (講演内容については会報 8月号・9月号に掲載済み)。続いて、UN-Habitat との共催セミナーからの議題として、(1) 貧困者に適した付加的アプローチ・集団的アプローチ・土地市場を確立すること、(2) 長期的な視点で捉え、次世代の土地専門家のために、現場で活動している人々の経験を活かすこと、(3) 他分野にわたる専門的な問題を議論し、他の専門集団と一緒に働ける、土地専門家の若手チームを育成することが必要であるということが述べられました。また、貧困者に権限をもたらすためにグローバル化を活かし、FIG は国際 NGO として土地管理におけるグローバルパートナーシップを国連機関と築き、MDG (ミレニアム開発目標) や UN-Habitat の GLTN に関する議題に大いに尽力していると述べられました。

次に、FIG および土地・測量専門家はどうかあるべきかについて、次のように述べられました。MDG の達成、すなわち、万民のための発展・安全・人権をめざして貢献するということは、新世紀の難題である気候変動・食糧不足・エネルギー枯渇・都市発展・環境破壊・自然災害を克服することであり、これらすべての問題は土地の統治と管理に関連している。ゆえに、土地の統治と管理に深く関わる土地・測量専門家の役割として、将来変化を予測する高度な測地学モデル、管理・実行を支える最新の測量・地図作成手法、自然・人工環境に関する意思決定を支持する空間データ基

盤、安全な土地保有（tenure）制度、持続可能な土地評価・土地利用管理・土地開発の制度、透明性の高いよい統治制度を確立することが求められている。また、土地・測量専門家は、調停者・仲介者・解説者であり、緊急事態管理者・計画者・開発者・保険業者・農業者・建設業者・環境工学者・海岸管理者・地方自治体・民族政府・国際機関・学会・専門家組織・民間部門・外交相手等、さまざまな顧客の話聞き、一緒に取り組んでいく必要がある。380年前にスウェーデンで地籍が作られたときには土地情報は機密事項であり、130年前に FIG が創設された時点でも地図に対する市民の関心はまだなく、スウェーデンで測量組織が創設された 100 年前頃から地図に対する市民の関心が大きくなり、現在では土地情報はグローバルデータソースであり、空間データを市民が入手し利用できるようになった。今後、地図や土地情報はもっと進化してゆくであろう。重要なのは、(1) 我々は次世代の土地専門家を結集しなければならない、(2) 我々は土地（land）・不動産所有（propertyownership）・占有形態（tenure）の世界的不平等を解決するために、革新的で過渡的な解決策を開発し続けなければならない、(3) 我々は専門的な仲介者として役割を果たすことができる、(4) 我々はモニタリングを可能にし、持続可能な発展に向けた意思決定を支えるための、基礎をなすデータを提供している、(5) 地球の気候はかつてないほどに変動しており、危機にあるということを示している、(6) 土地統治と電子政府はますます重要になるであろう、(7) 土地専門家は専門家間の仲介者かつ解説者として、もっと成長しなければならないということである。

閉会の辞の後、会議の開催に尽力した人々に記念品の贈呈が行われ、オープニングセレモニーの際に録音された Royal Guards ブラスバンドの演奏による FIG ファンファーレを聴いて閉会となりました。

なお、16：30 より、簡単な立食式のフェアウェルレセプションが行われ、参加者たちは今会議中に出会った人々に別れを告げ、三々五々帰っていきました。

【雑感】

16-18日には、参加者全員に昼食が提供されました。テクニカルセッションの間は、並行していくつものセッションが行われるため、一箇所に大勢が集まることはありませんが、昼食時には全員が一堂に会するため、相当な混雑です。でも、この昼食会場も貴重な交流の場になります。たとえば、ベトナムの環境資源省の職員から、ベトナムでも土地管理は環境資源省の管轄になったという話を聞いたり、インドネシアの大学の研究員から、環境工学部測量地籍学科というのがあることを聞いたり…。また、東南アジアからスウェーデン王立工科大に留学している学生も多く、彼らによると、北欧は測量や地籍の教育が充実しており、授業も英語で行われ、しかも安全で暮らしやすいので最高なのだとか。

ちなみに、昼食のメニューは、16 日がハンバーグ・ゆでポテト・パン・水、17 日が魚・マッシュポテト・パン・水、18 日がローストビーフ・ゆでポテト・パン・水という質素なものだったため、休憩時間には近くのベンダーでホットドッグなど（お気に入りには Stockholmer）を買って食べたりしていました。会場内でも、休憩のたびにケーキ菓子（毎回異なる種類）・コーヒー・紅茶が提供されましたが、ケーキ菓子はかなり甘かったです…。



次回 11 月号は、ソーシャルツアーの様子をお伝えしたいと思います。

FIG論文紹介コーナー I

テクニカルセッション「TS3B-The Role of Land Administration in Sustainable Development（持続可能な発展における土地行政の役割）」において発表された論文から、次の 2編についてご紹介したいと思います。

○Land Administration and Sustainable Development-Report of the FIG Commission 7 Workshop Held inQuebec City（土地行政と持続可能な発展－ケベック市にて開催された FIG第 7委員会ワークショップの報告）by Mr. Daniel Roberge and Mr. Soren Frauerholm Christensen

この 10年間で、土地行政、地籍制度、よい統治の必要性が増大し、世界銀行、FAO、UN-Habitatや FIGなどの国際組織は、この種の持続可能な発展のための基盤の重要性を理解してもらおうと一役買って来た。これらの組織は、国連ミレニアム開発目標（MDG）と、貧困削減や経済発展における土地行政の重要性を全会一致で支持し、土地行政に関する問題に取り組むために、多くのワークショップ、専門家会議、協議を開催してきた。その結果、貧困削減や経済発展に寄与するためには、土地へのアクセスと権利の登記を促進すべきであるという共通の目的が浮かび上がってきた。国際的な地理団体は、MDG達成における役割を明確にし、大きく貢献できる分野を明示すべきである。占有形態の保証、貧困者のための土地管理、土地行政におけるよい統治といった問題は、すべて目標を達成する過程で推奨すべき重要な課題であり、容量査定・組織開発・人材育成などの対策、南北協調、パートナーシップは、すべて重要な手段である。FIGは、MDGの達成に貢献するための努力を統合する上で、世界銀行、UN-Habitat、FAOなどの国際機関と緊密に協力し続けなければならない。

土地行政に関するケベック・ワークショップは、GeoConference Quebec 2007（地理会議ケベック2007）の会議前イベントとして、FIG第 7委員会が Federation des geometres francophones (FGF) と連携して開催した。このワークショップの目的は、上述された提言に取り組み、第 8ミレニアム目標に貢献するための具体的な行動を提案することであった。ワークショップには、22カ国から 50名の参加があり、参加者は、主に、土地行政や地籍に責任がある役人、土地測量専門家、地理数学者、法律専門家、協力プロジェクトに関わる学者や学生だった。ワークショップでは、まず、第 1セッションとして、UN-Habitat、世界銀行、FIGのメンバーから、国際機関の見解が発表された。続いて、第 2セッションでは、スリランカ、カメルーン、モロッコ、ペルーからの参加者が、自国の土地行政について発表した。その後、参加者たちは小さなグループに分かれ、国際機関は、グローバルパートナーシップを築き、安全な占有形態を整備し、自然災害後の再建・再定住の要求に応え、キャパシティ・ビルディングを展開させる上で、どのような支援ができるかについて議論した。

土地行政と持続可能な発展に関する FIG/FGFケベック・ワークショップは、20カ国以上から50名の参加があったという点で大成功であった。しかし、真の成功は、参加者の半数が途上国および新興国からの参加であり、アフリカ、アジア、南米の 15カ国から参加できたということである。ワークショップの目的の一つは、途上国から来た人々の要求を聞くことであった。疑いなく、それは達成され、しかも建設的で興味深いものであった。この実り多いワークショップの結果は、FGFにとっても FIGにとっても有用であり、その後の作業計画に影響を与えることは確実だ。

○Land Management Opportunities for Sustainable Development Provided by the Cadastre 2014 Approach（Cadastre 2014アプローチによる持続可能な発展のための土地行政の好機）by Mr. Juerg Kaufmann

境界とは、物理的または抽象的領域の分界線であり、異なる領域、社会、司法区、集団、自然人、法人に属する区域を分けたり、何かが許される／禁止される区域に印をつけたり、独自の条件が存在する領域の輪郭を描いたりする、つまり、条件が変わる場の線である。境界は、我々の日常生活において最も重要なものであり、境界なしには社会的

生活を送ることは不可能であろう。『Cadastre 2014』では、6つの根本的な声明が重要なメッセージを生み出ししており、これらの声明は、さまざまな司法区において、その全部または一部が導入されている。地籍の設置や革新により、ほとんどの国において、地籍制度の図式部分と登記部分の分離は克服され、モデリング面が重要な課題となりつつあるが、Cadastre 2014の重要な課題は、通常は憲法に定められている所有権の制限の文書化に関する第1声明であり、この第1声明は境界概念に基づいている。第1声明については、多くの国ではまだ実施されていないが、唯一、スイスにおいては、地理情報法の枠組みの中で Cadastre on Public-right Restrictions（国民の権利の制限に関する地籍）が導入されることになっている。この拡大地籍は、建設、交通設備、土地利用計画、環境・遺跡保護、防災などに関する他の法律によって規定される法的土地目的物を含む。さて、第1声明の実施が進まない理由のひとつとして、Cadastre 2014の基礎にある境界概念が多くの専門家に理解されていないことが考えられる。境界概念は、通常、伝統的な地籍制度において、正当な土地権利者の権利の空間を特定するために適用される。境界特定および測量作業前の隣接所有者等の立会いのもとでのマーキングは、地籍専門家のよく知るところであり、地籍制度の設立・維持において、地籍測量のもっとも重要な手続きである。しかし、正当な権利者との対応に必要な努力を恐れ、境界特定にあまいな手続きがとられることがしばしばある。それどころか、しばしば効果のない「国民の意識を高めるキャンペーン」に多額の金銭が費やされることもある。また、IT環境においては、区画面積は計算結果であり、もはや許容誤差すらないという事実も、境界概念の重要な効果であるが、多くの専門家はそのことについて気づいておらず、面積問題に労力を注ぎすぎている。境界に同意したならば、結果として生じる面積やその変化を受け入れなければならないということを、我々は人々に説明しなければならない。この境界概念は、公法の取り決めによって生じる所有権の制限についても有効であるが、制限領域の境界を特定するのは社会全体であるという点で、私法の場合とは異なる。

境界概念は、土地管理の基本ツールである。(1) 土地の整理統合 (Land Consolidation) は、土地管理の典型的な課題であり、土地の権利および制限に関する包括的な文書化によって、はるかに効果的になるであろうし、土地の整理統合によって、より効果的な土地利用を可能にする新しい境界が作り出される。(2) 土地利用計画は、土地所有権の強制的な再整理なしには実施できないことが、これまでの経験から示されており、土地利用に関する紛争は、憲法や個別の法的枠組みで与えられる保証を考慮した上で、新しい境界による土地権利の再配分という手法によって解決し得る。(3) 環境保護については、土地利用と保護を最適化するために境界を変更し、土地所有者の不利を補うために土地管理手法を用いたほうが、対策を実施しやすい。(4) 伝統的な土地権利の管理、すなわち、先住民族の伝統的な土地権利が現代の所有権の配置と重複している場合に伝統的な土地権利や重要な場所を保護することは、境界の再配置による権利の補償や再配分といった土地管理手法によって可能となる。(5) 領域紛争解決、すなわち、人および/または資源に影響を与える領域紛争を解決する際には、土地管理の境界再配置手法と結びついた公平な補償の原則が解決策を見出す助けとなり得る。(6) 民族紛争解決は、民族団体の民主的決定に従って州や区域の境界を再配置するという土地管理手法の助けによって可能となるもので、境界管理が役立つと思われる事例がもっとたくさんある。

土地に関して実際に存在する法的状況を、Cadastre2014 で提案されているように、境界概念に基づいて包括的に文書化することは、さまざまな地域における土地管理の強力な基礎を築くことになるだろう。人間社会の社会問題や環境問題を解決するために、土地管理活動を展開・実施することは、FIGを組織している測量家たちの課題となるであろう。